

宝塚市3R推進事業に関する後援名義を受けるにあたって(ご注意)

3R推進事業の後援を受けるにあたっては、取扱要綱をよく読んでいただき、下記の事項について特にご注意ください。

(1)後援とは、事業の趣旨に賛同して「宝塚市」の名義を貸与するもので、営利目的での行為は禁止しています。事業を行うにあたっての各関係者との話し合いや施設・公道等の使用申込・許可申請等は、事業を行う主催者が行ってください。

(2)3R推進事業は、Reduce(ごみになるものを減らす)、Reuse(ごみにせず繰り返し使う)、Recycle(ごみを資源として再生利用する)の3つのR、ごみになる前の物品(商品)をごみにならないようにすることを目的としています。

ごみとして処分する行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可が必要ですので、イベント等が不要品を処分する場とならないように注意してください。

また、3Rに関連しない行事等を併せて開催しないでください。

(3)イベント等で発生したごみ(取り扱う物品等を除く)は、事業系ごみとして主催者の責任で処理する必要があります。

①家庭ごみのごみステーションには出さないでください。

②市が収集することはできません。主催者自らが予約をとってクリーンセンターに持ち込むか、または宝塚市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼をしてください。

③ごみの種類によっては、産業廃棄物(市で処分できないもの)となります。

(4)その他、行われる事業の内容や場所・時期によって、地方自治法や古物商法、道路交通法、公職選挙法など、関係する法令が異なります。主催者のほうで十分に確認のうえ、法令違反とならないように注意してください。